

原子力災害に備えた出雲市広域避難計画 の改定について

防災安全部防災安全課

本市の広域避難計画については、平成24年に策定して以降、適宜、見直しを行っています。この度、島根県広域避難計画の改定等を踏まえ、下記のとおり本計画の改定を行いました。

記

1. 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画（令和4年5月改定）・・・別冊

2. 主な改定内容

(1) 「計画策定及び改定の経過」への追記

令和3年7月に島根地域原子力防災協議会でとりまとめ、同年9月に国の原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」に関する記述等の追記

※緊急時対応とは

原子力発電所の所在地域毎に設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含む、その地域における緊急時における対応を取りまとめたものです。

(2) 「放射性物質の放出前後における防護措置」に関する記載内容の修正

県広域避難計画において、県地域防災計画（原子力災害対策編）にあわせて、放射性物質放出前後における防護措置に関する記載内容が修正されたため、その内容を反映

(3) 一時集結所の見直し

避難対象地区に数箇所設定している一時集結所について、指定避難所の指定の取消し等に伴い、一部を見直し

※一時集結所とは

原子力災害発生時、バスで避難される方が集合し、バスに乗車するまでの間、屋内退避するための施設です。対象地区のコミュニティセンターや小・中学校など、原則として指定避難所から選定しています。

＜参考＞広域避難計画の概要

○計画の位置づけ

- ・本計画は、島根原子力発電所において、原子力災害が発生し、広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として策定したものです。
- ・本計画は、改定時点の国の法令等や関係団体との調整に基づくものであり、今後も、国の原子力災害対策指針の改定、県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定を行います。
- ・県広域避難計画を基として、本計画を改定します。
- ・本計画は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画であり、本計画に定めのないものについては、市地域防災計画によるものとします。

○基本的な方針

- ①住民や防災関係者等への情報伝達が確実にできるよう体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示します。
- ②島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に準じて、防護措置を実施します。
- ③避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図ります。
- ④本計画は、避難先自治体の理解と協力を得て策定するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、策定時及び改定の都度、避難先自治体に共有します。

○防護措置の考え方

原子力災害時の防護措置（避難等）は、PAZ（5km圏）においては、原子力施設の状況に応じて放射性物質放出前からあらかじめ避難を行い、UPZ（5～30km圏）においては、まず必要に応じて屋内退避を行い、仮に放射性物質が放出された場合は、放出後の放射線量の実測値に基づき、必要な地域は、一週間程度内に一時移転等を行います。

○避難の流れ

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和するため、乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経路所に向かいます。

自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からバス等による集団避難を行います。

社会福祉施設入所者や在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難し、病院等入院患者は直接病院へ避難します。

○避難ルート

避難先を踏まえ、市は地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを定めています。また、あらかじめ定めた避難ルートが使用できない場合に備え、複数の避難ルートを設定します。

○避難対象地域と避難先

〔市内避難〕

避難対象地域・地区		避難先地域・地区
平田地域	伊野地区、東地区、佐香地区、檜山地区	大社地域(荒木地区)
	灘分地区	大社地域(杵築地区)
	久多美地区	長浜地区
	平田地区	湖陵地域・佐田地域
	北浜地区	多伎地域
	西田地区	
斐川地域	出東地区	神門地区・古志地区
	荘原地区	神西地区

〔県外避難〕

避難対象地域・地区		避難先自治体
平田地域	鰐淵地区	広島県海田町
	国富地区	広島県安芸高田市
斐川地域	久木地区	広島県北広島町
	直江地区	広島県安芸太田町
	阿宮地区	広島県広島市
	伊波野地区、出西地区	
大社地域	遙堪地区	広島県呉市
出雲地域	高浜地区、四絡地区、川跡地区、大津地区	
	稗原地区の一部(宇那手町、稗原町)	
	今市地区	
	朝山地区の一部(朝山町)	
	鳶巣地区	
	上津地区	
	塩冶地区の一部(塩冶善行町、塩冶町の一部(※)、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、築山新町)	
高松地区の一部(白枝町、浜町)		
大社地域	鵜鷺地区	広島県江田島市

(※) 塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいいます。